



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東洋製罐株式会社
代 表 者 名 取締役社長 金子 俊治
(コード番号 5901 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 田谷 信幸
(TEL 03-4514-2001)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結および 定款変更（商号および事業目的の変更）に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 28 日付「会社分割による持株会社体制への移行および子会社（分割準備会社）の設立ならびに株式交換による連結子会社の完全子会社化に関するお知らせ」にて、平成 25 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として会社分割の方法により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において決議のうえ、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を当社の 100%子会社である東洋製罐分割準備株式会社（平成 24 年 4 月 2 日設立。以下「分割準備会社」といいます。）に対して承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本件吸収分割後の当社は、平成 25 年 4 月 1 日付で商号を「東洋製罐グループホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

本件吸収分割は、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において関連議案が承認可決されることおよび必要に応じ所管官庁の許認可等が得られることを条件としており、また、定款変更（商号変更および事業目的の変更）は、本定時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび本件吸収分割の効力が発生することを条件としております。

なお、本件吸収分割は、当社の 100%子会社に事業部門を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の目的

現在、当社グループは、平成 25 年 3 月期を最終事業年度とする東洋製罐グループ第二次中期経営計画において、「人」と「技術」を基軸としたグループ結束力の強化によりグループシナジ

一の創出を図り、「CSR 経営の推進」をベースに「既存事業の収益力強化」、「海外事業展開」、「新規事業展開」を強力に推進し企業価値の最大化を目指す基本方針のもと、諸施策の遂行に鋭意取り組んでおります。

もっとも、当社グループを取り巻く経営環境は、国内市場の成熟化や競合各社との競争激化により一段と厳しさを増しております。

このような環境下において、当社グループは、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに競争力の強化を図り、永続的な成長を可能とするため、持株会社体制へ移行することといたしました。

これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離することで経営責任体制を明確化し、強固なグループガバナンス体制を構築していく予定です。

持株会社は、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより事業の選択と集中を図るとともに、グループ各社の間接業務について集約を行い業務の効率化と高度化を推進する予定です。また、各事業子会社は、経営意思決定の迅速化による機動的かつ効率的な事業運営を推進していく予定です。以上の取り組みにより、当社グループは企業価値の最大化を追求してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	平成 24 年 5 月 15 日
吸収分割契約締結	平成 24 年 5 月 15 日
吸収分割契約承認時株主総会	平成 24 年 6 月 28 日 (予定)
吸収分割効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日 (予定)

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の 100%子会社である分割準備会社を承継会社とする分社型の吸収分割であります。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である分割準備会社は普通株式18,200株を発行し、これをすべて分割会社である当社に対して割当て交付いたします。

(4) 本件吸収分割にともなう新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

(5) 本件吸収分割により減少する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社である分割準備会社は、本件吸収分割契約の定めるところに従い、当社が営む事業のうち、本件事業に属する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務（ただし、本

件吸収分割契約において特段の定めのあるものを除きます。)を承継いたします。なお、分割準備会社が当社から承継する債務につきましては、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件吸収分割後の分割準備会社は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていないことから、本件吸収分割後における分割準備会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	承継会社 (平成 24 年 5 月 15 日現在)
(1) 商 号	東洋製罐株式会社	東洋製罐分割準備株式会社
(2) 事 業 内 容	包装容器・充填設備の製造販売等	包装容器・充填設備の製造販売等
(3) 設 立 年 月 日	昭和 16 年 7 月 29 日	平成 24 年 4 月 2 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号	東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 金子 俊治	取締役社長 山縣 富士雄
(6) 資 本 金	11,094 百万円	90 百万円
(7) 発 行 済 株 式 数	216,592,000 株	1,800 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 7.54% 学校法人東洋食品工業短期大学 7.48% 東洋製罐株式会社 6.88% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 6.06% 公益財団法人東洋食品研究所 5.68%	東洋製罐株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績		
売 上 高	702,840 百万円 (連結)	—
営 業 利 益	15,083 百万円 (連結)	—
経 常 利 益	18,612 百万円 (連結)	—
当 期 純 利 益	▲3,213 百万円 (連結)	—
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	▲15.93 円 (連結)	—
純 資 産	609,804 百万円 (連結)	90 百万円 (単体)
総 資 産	962,108 百万円 (連結)	90 百万円 (単体)
1 株 当 たり 純 資 産	2,715.83 円 (連結)	50,000 円 (単体)

(注) 承継会社におきましては、平成 24 年 4 月 2 日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績については、その設立日における純資産、総資産および 1 株当たり純資産のみを記載しております。

4. 分割する部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

包装容器および充填設備の製造販売事業その他の当社が営む一切の事業 (ただし、グループ経営管理事業を除く。)

(2) 分割する部門の経営成績（平成 24 年 3 月期）

	分割する事業部門 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a/b)
売 上 高	325,137 百万円	325,137 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（平成 24 年 3 月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流 動 資 産	183,319 百万円	流 動 負 債	61,961 百万円
固 定 資 産	149,805 百万円	固 定 負 債	17,330 百万円
合 計	333,124 百万円	合 計	79,291 百万円

(注) 上記金額は平成24年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 商 号	東洋製罐グループホールディングス株式会社 (平成 25 年 4 月 1 日付で「東洋製罐株式会社」より商号変更予定)	東洋製罐株式会社 (平成 25 年 4 月 1 日付で「東洋製罐分割準備株式会社」より商号変更予定)
(2) 事 業 内 容	グループ会社の経営管理等	包装容器・充填設備の製造販売等
(3) 本 店 所 在 地	東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号	東京都品川区東五反田二丁目 18 番 1 号
(4) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	未定	未定
(5) 資 本 金	11,094 百万円	1,000 百万円
(6) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本件吸収分割において、承継会社は当社の 100%子会社であるため、本件吸収分割が連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、本件吸収分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は子会社・関連会社からの配当収入等が中心となり、また、当社の費用は持株会社としての機能にかかわるものを中心となる予定であります。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「東洋製罐グループホールディングス株式会社」に変更し、また、当社の事業目的を持株会社としてのグループ会社の経営管理等に変更するものであります。なお、本定款変更につきましては、本定時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび本件吸収分割の効力が発生することを条件として変更の効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための本定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（予定）

以 上

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、東洋製罐株式会社と称し、英文では、 <u>TOYO SEIKAN KAISHA, LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、東洋製罐グループホールディングス株式会社と称し、英文では、 <u>Toyo Seikan Group Holdings, Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>ならびに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他の事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u>
1. <u>各種空罐、容器の製造販売</u> (新設)	(1) 各種容器の製造販売 (2) <u>各種金属製品の製造販売</u>
(新設)	(3) <u>各種プラスチック製品の製造販売</u>
(新設)	(4) <u>各種硝子製品の製造販売</u>
(新設)	(5) <u>各種紙製品の製造販売</u>
(新設)	(6) <u>ぶりき、ティンフリースチールおよびその他の鋼板ならびにその加工品の製造販売</u>
(新設)	(7) <u>銅、亜鉛、アルミニウム等非鉄金属およびその合金の加工ならびに販売</u>
(新設)	(8) <u>硬質合金およびセラミックスの製造、加工ならびに販売</u>
(新設)	(9) <u>電子機器および部品ならびにその材料の製造販売</u>
(新設)	(10) <u>機能性フィルム(樹脂フィルム等)の製造販売</u>
(新設)	(11) <u>体外診断用医薬品の製造販売</u>
(新設)	(12) <u>建築材料の製造販売</u>
(新設)	(13) <u>多成分系ガラス、複合酸化物系顔料、微量元素肥料、ゲルコートおよび関連製品の製造販売</u>
(新設)	(14) <u>人造大理石成形材料および成形品の製造販売</u>
(新設)	(15) <u>容器用シーリング剤(密封剤)および機能性インクの製造販売</u>
(新設)	(16) <u>各種噴霧媒質の充填および販売</u>
(新設)	(17) <u>化学薬品、農薬、医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、動物用医薬部外品、乳製品、調味料、食用油脂および飲料の製造充填ならびに販売</u>
2. <u>充填設備の製造販売およびこれに関連する工事の設計施工</u>	(18) <u>各種容器製造用諸機械器具、充填設備、包装用諸機械器具、食品材料処理加工機械器具、工作機械器具、その他諸機械器具ならびにその部品および材料の製造販売および賃貸ならびにこれに関連する工事の設計施工</u>
(新設)	(19) <u>各種金型の製造販売</u>

現行定款	変更案
(新設)	(20) <u>発電機器、変圧器および制御盤等電気機器の販売および賃貸ならびにこれに関連する工場の設計施工</u>
(新設)	(21) <u>石油製品、石油化学製品、高圧ガスおよびその他燃料の販売</u>
(新設)	(22) <u>工業薬品、毒物および劇物類の販売</u>
(新設)	(23) <u>自動車、自動車用車体および自動車部品の販売ならびに賃貸</u>
(新設)	(24) <u>事務用品および家庭用電気機器の販売</u>
(新設)	(25) <u>鉄屑の販売</u>
(新設)	(26) <u>古物売買業</u>
(新設)	(27) <u>コンビニエンス・ストアの経営</u>
(新設)	(28) <u>衣料用繊維、医薬部外品、日用雑貨、図書雑誌、食料品、酒類および煙草の販売</u>
(新設)	(29) <u>損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u>
(新設)	(30) <u>生命保険の募集に関する業務および保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援</u>
(新設)	(31) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</u>
(新設)	(32) <u>旅行業法に基づく旅行業</u>
(新設)	(33) <u>一般貨物用自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫事業、小荷物の配送事業、保税倉庫事業、通関業、湾岸運送事業、湾岸荷役事業、重量物運搬据付および荷役事業</u>
(新設)	(34) <u>自動車分解整備事業</u>
(新設)	(35) <u>労働者派遣事業</u>
(新設)	(36) <u>貨物運送業および倉庫業における管理システムソフトウェアの販売および賃貸</u>
(新設)	(37) <u>一般廃棄物および産業廃棄物の回収、運搬、処理、再生ならびに販売</u>
(新設)	(38) <u>工業所有権、著作権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他無体財産権の売買および仲介</u>
3. 前各号に付帯関連する事業	(39) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u>
第3条～第38条（条文省略）	第3条～第38条（現行どおり）
(新設)	附則
	<u>第1条（商号）および第2条（目的）の規定の変更は平成25年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>